

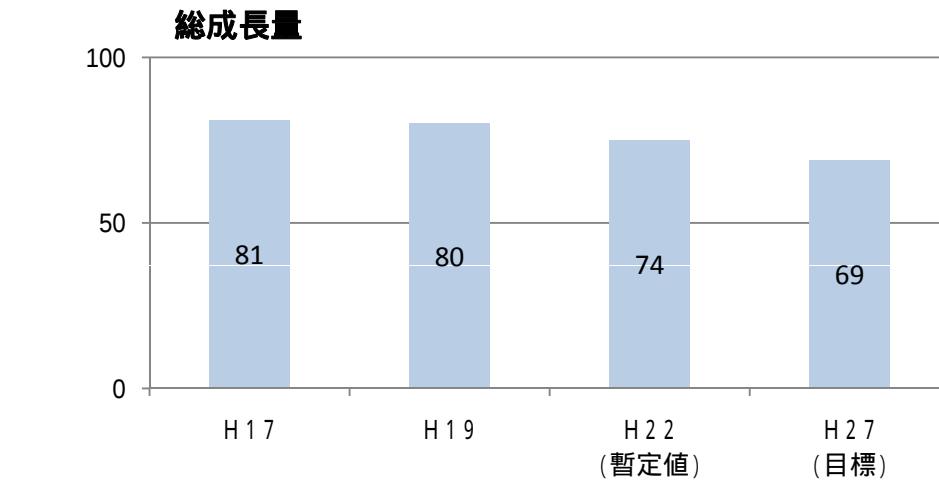
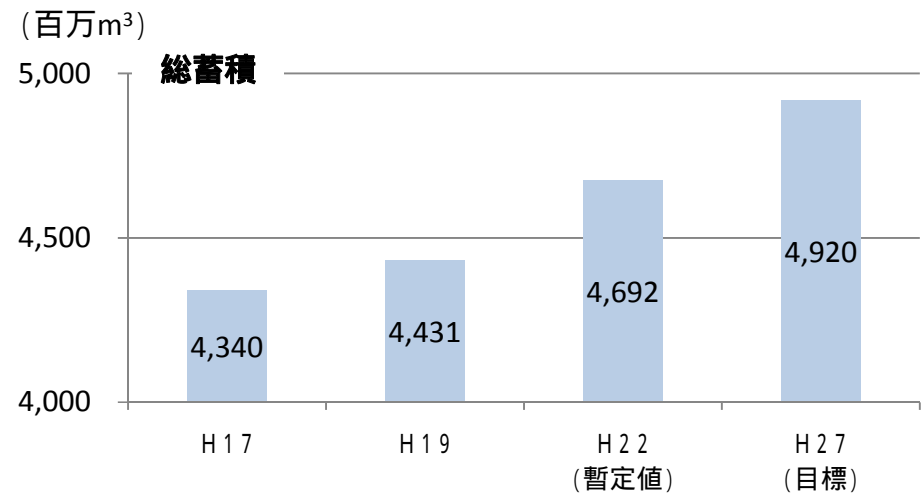
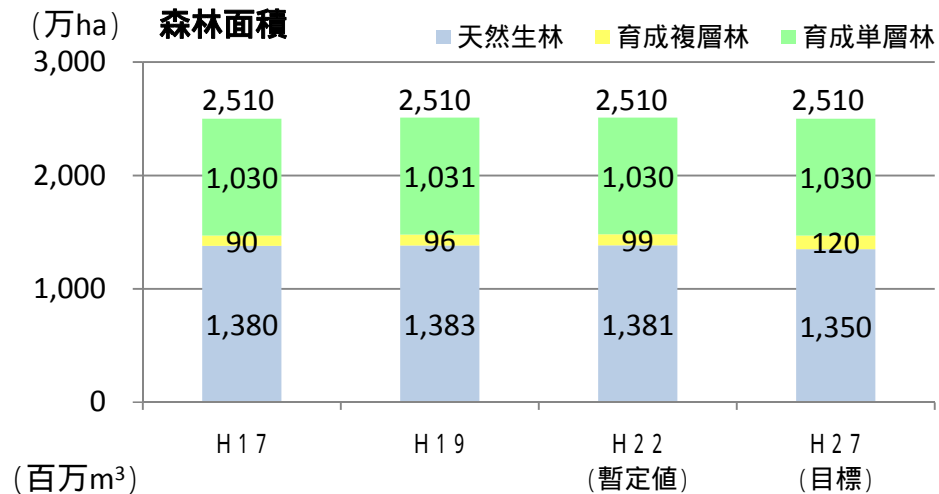
現行計画の取組状況等

現行計画に掲げる目標と現況・実績

現行計画の取組の評価と課題、今後の検討方向

現行計画に掲げる目標と現況・実績

(1) 森林の有する多面的機能の発揮



資料：林野庁業務資料

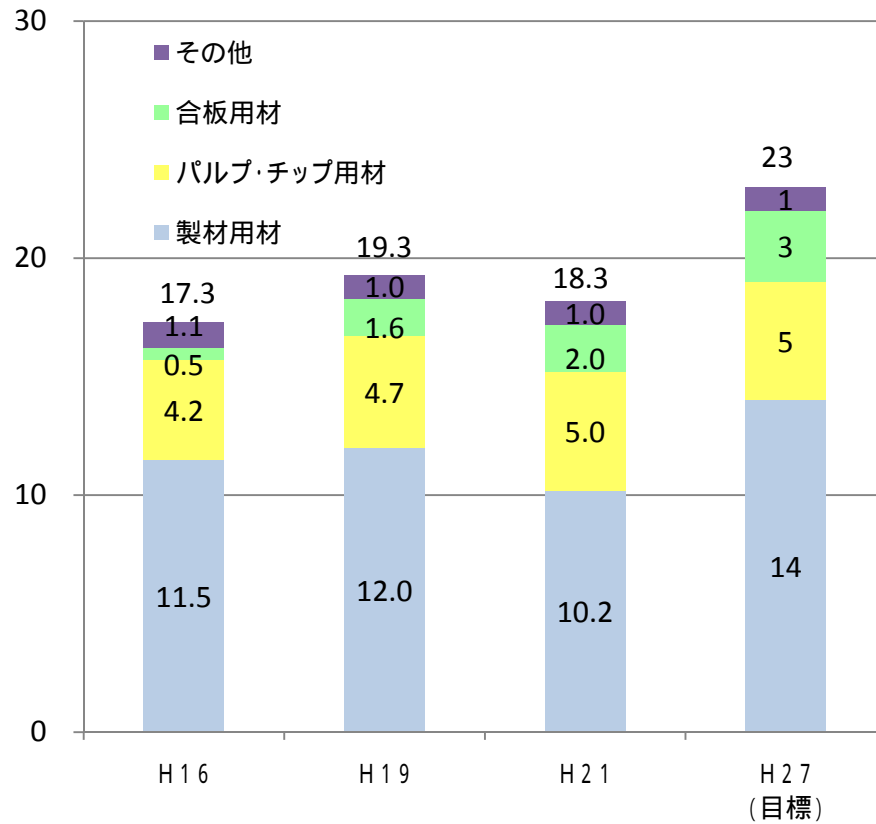
注：1)森林面積の目標はH12年の現況を基準としており、H12の値とともに10万単位で四捨五入している。

2)現況はH22年については4月1日、それ以外は各年とも3月31日現在の数値である。

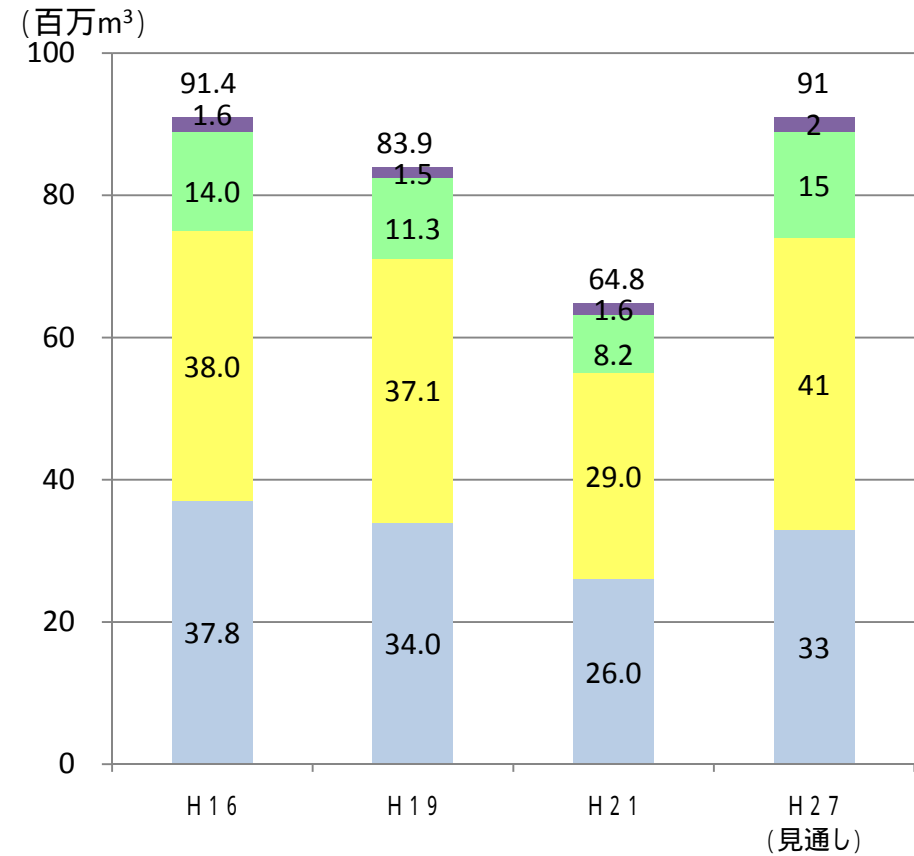
3)H22の値は暫定値であり、推計を含んでいる。

(2) 林産物の供給及び利用

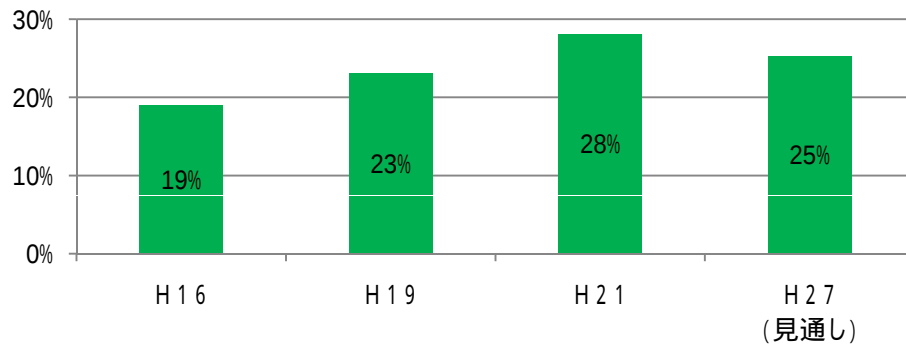
(百万m³) 用途別の国産材利用量



用途別の総需要量



総需要量に占める国産材の割合



資料: 林野庁「木材需給表」

注: 1) その他とは、杭丸太、しいたけ原木、薪炭用材等である。

2) 四捨五入の関係で、総計と内訳の計は必ずしも一致しない。

② 現行計画の取組の評価と課題、今後の検討方向

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策		
(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備 ① 広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導	・間伐実施面積 概ね30万ha (H16～18年度平均)→55万ha (H20年度) →京都議定書の目標達成に向けて間伐等を着実に実施 ・育成複層林面積 94万ha (H17. 3. 31)→96万ha (H19. 3. 31)→99万ha (H22. 4. 1) ※H22. 4. 1の数値は暫定値 ・長期育成循環施策の実績(誘導伐) 1,564ha (H16年度)→1,600ha (H21年度) ・針広混交林・広葉樹林化へ誘導するための施策の実績 －広葉樹植栽 ()は樹下植栽 H20年度 4,502ha (7,383ha) H21年度 3,400ha (5,571ha) －人工林整理伐等(人工林において、天然更新を図り、針広混交林化・広葉樹林化の促進を図ることを目的として行う抜き伐り) H20年度 2,142ha H21年度 1,942ha →多様な森林の整備に向けた取組が徐々に浸透	・立地条件等を踏まえ針広混交林や広葉樹林への移行や、長伐期化による巨樹・巨木林への転換等による多様な森林がモザイク状に配置されている状態へ誘導する施策を推進 ・森林所有者等が施策を選択する際の目安となるよう施策方法の提示や効率的な施策技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を推進
	・重視すべき機能に応じて森林施策が効率的かつ効果的に実施されるよう森林整備の推進方向等を全国森林計画に明示 →現場で森林計画制度の運用を担う市町村には、森林・林業に知見を有する技術者の配置はわずかな状況 →森林計画制度について複雑で役割分担が不明確等の指摘 →3機能区分について、区分方法がわかりにくい、地域の森林の位置づけや将来の姿の検討に利用されていない実態 ・森林施策計画カバー率 57% (H15年度)→43% (H20年度) →現行の森林施策計画は、計画の実現可能性や面的まとまりを確保する上で不十分	・森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験を基礎とし、長期的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を描き、森林所有者等を的確に指導できる人材を育成し、フォレストラーとして認定。フォレストラーが市町村森林整備計画の策定など市町村行政を支援する仕組みを創設 ・国・都道府県・市町村・森林所有者の役割を明確化。地域が主導的役割を発揮できる現場で使いやすい制度の整備 ・市町村森林整備計画を地域のマスタープランとなるよう位置づけ。森林・林業関係者をはじめ一般市民の森林づくりへの理解と協力を得るため、計画内容を図化 ・森林を国の示す3機能に区分する仕組を改め、市町村が主体的かつ柔軟に森林の区分を設定できる仕組に転換 ・意欲と能力を有する森林所有者等が面的まとまりを持って、路網や集約化に関する事項を含めた計画を策定する森林経営計画(仮称)制度の創設 ・森林経営計画(仮称)の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度の創設

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(① 広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導)	・「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」の策定 →森林資源の成熟化に伴い、無秩序な伐採が懸念 →里山林の多くが放置され、下層植生の衰退や竹の繁茂等による生物多様性への影響等が懸念	・森林における生物多様性の保全について、順応的管理の考え方を基本としながら、全国森林計画等で明確化 ・伐採、更新ルール明確化 ・里山等における広葉樹林の適切な整備
	・コンテナ苗の植栽実績(国有林) 約2.2万本(～H21年度)→約13万本(H22年度【見込】) →取組開始後数年しか経ておらず、効率化・低コスト化等の実証データが不十分	・大苗・コンテナ苗の活用や粗植等の造林の低コスト化に向けた取組事例の収集・分析・普及 ・コンテナ苗の植栽地の成長データ等の収集・蓄積と更なる普及に向けた技術の確立
② 路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着	・路網密度 16.9m/ha(H20年度)(林道5.3m/ha、作業道等4.1m/ha、公道7.6m/ha) ・林道整備目標の達成率 49%(H16年度)→51%(H20年度) ・路網作設オペレータ研修受講者数 882人(H22年度【見込】) ・国有林において民有林関係者を含めた路網作設に係る企画者の現地検討会を開催 約40回・約2,300人(H19年)→約55回・約3,000人(H21年) →路網整備の必要性への理解は深化したものの、整備水準は未だに低位。路網のイメージや具備すべき要件に関する認識に整序が取れない状況	・路網(林道・林業専用道・森林作業道)に関する規定・作設指針の普及・定着、市町村森林整備計画等において路網計画の位置づけ、路網整備を加速化 ・路網開設等に必要な人材の育成 ・国有林の多様な立地を活かし、ニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供
	・高性能林業機械台数 2,726台(H16年度)→3,802台(H20年度) ・低コスト作業システムの構築のため開発試験・実証調査・マニュアル作成等を実施 ・「森林・林業再生プラン」の目指す姿を全国5地区で先行的に実践 ・高性能林業機械による素材生産割合 30%(H16年度)→37%(H20年度) →高性能林業機械による素材生産の割合をさらに拡大(60%(H27年度))することが必要	・「森林・林業再生プラン」の目指す姿を先行実施した5地区の成果を他地域へ普及 ・林業機械のリースやレンタルの充実・活用 ・伐採木の大径化や木質バイオマス需要の拡大等の変化に対応する林業機械の開発、国内外の先進林業機械の改良と評価・分析の実施

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
③ 公的な関与による森林整備の促進	水源林造成事業の実績 植栽面積(累計) 44.1万ha(～H16)→46.0万ha(～H21) 針広混交林施業地等(累計)(H14以降は全植栽地が対象) 2.3万ha(～H16)→4.4万ha(～H21) 主伐期に近い箇所の長伐期・小面積分散伐採への契約変更なし(～H16)→2.8万ha(～H21)	- H20年度以降の新規契約は、施業方法を抜本的に見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐面積を縮小、分散化する施業に限定。既契約分も施業方法を適宜見直し - 今後も、以上の見直しにより針広混交林の造成等に転換するための施業を推進
	森林整備法人による分収林の契約延長の実績・割合 23万4千ha・61%(H21年度)	都道府県等での検討の結果、存続することとされた林業公社(森林整備法人)に対しては、一層の経営合理化努力を前提に、国は都道府県と連携し、将来にわたり持続的な経営が行えるよう各公社の自主的な取組を推進
	公有林面積(※H22.4.1は参考値) 280万ha(H14.3.31)→283万ha(H19.3.31)→290万ha(H22.4.1)	公益的機能の発揮を図るための適正な整備を特に必要とする森林について公有林化を推進
④ 国家レベルの森林資源の管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進	- 森林資源モニタリング調査について、3順目となるH22年度より、生物多様性に関する調査項目を充実(河畔林などを対象とした調査を実施)。 →希少種情報の保護等に配慮しつつ、最新データの公表・活用を図る必要 - 森林GISの導入状況 都道府県：27都道府県(H14年)→47都道府県(H22年) 市町村：156市町村(H21年) 森林管理局：全7局で導入(H18年度) - 林業事業体等への森林簿情報の提供を可とする都道府県数 11(H18年)→20(H21年) →森林簿等の情報の精度向上が必要 →関係者間での情報共有・情報提供が不十分	- 我が国森林の現況や動態の把握、最新データの公表・活用 - 森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図るとともに、都道府県と市町村等との間で共有化を推進 - 意欲と能力を有する者に対する森林簿等の情報の開示
	「レクリエーションの森」に関するホームページ及び消費者の部屋の特別展示等により、情報提供を実施 - 森林に関する各種情報について、ホームページ、林野庁情報誌、農林水産省広報誌、政府広報等の媒体を通じて提供 - 林野庁情報誌の読者アンケートの評価点：79点(H22年11月号)	- 森林に関する各種情報について、ホームページ、情報誌、農林水産省広報誌、政府広報等の媒体を通じて広くPR - 農林水産省で新たに開設されるモバイルホームページ上に国際森林年及び「レクリエーションの森」の情報を掲載 - 今後実施する世論調査の結果を活用(H23年度実施を要望)
⑤ 優良種苗の確保	- 林木遺伝資源の保存点数(成体・種子等) 30千点(H16年度末)→35千点(H21年度末) - 山行苗木生産量 79百万本(H16年度)→70百万本(H20年度) マルチキャビティーコンテナ苗生産量 4万本(H21年度) →育苗作業の効率化を進めるとともに、造林の低コスト化や社会ニーズに対応した優良種苗の安定供給の確保が必要	- ニーズに応じた優良な種苗の安定的な供給体制等の整備を推進 - コンテナ苗の植栽地の成長データ等の収集・蓄積と更なる普及に向けた技術の確立(再掲)

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
⑥ 花粉発生源調査等に基づく効果的な花粉発生源抑制対策の推進	・ 4大都市圏及び人口の集中する地方都市(仙台、静岡、広島)の花粉飛散に影響しているスギ林を推定(H18～) ・ 花粉発生源対策として、林種転換等のための基金を造成(H20) →政府全体の基金見直し等を踏まえ事業を取り止め ・ 花粉症対策品種の開発の状況 - 少花粉スギ 112品種(H16年度)→135品種(H21年度末) - 少花粉ヒノキ 0品種(H16年度)→ 55品種(H21年度末) - 無花粉スギ 1品種(H16年度)→ 2品種(H21年度末) ・ 花粉症対策スギ採種園・採穂園の整備状況 21都府県(H17年度)→33都府県(H21年度) ・ 花粉症対策スギ苗木生産量 8万本(H16年度)→94万本(H21年度) →花粉症対策スギ苗木生産量は伸びてきているが、スギ苗木生産量全体に占める割合は約6%と低位(H21年度) ・ 森林ボランティア団体等による花粉の少ない森林づくり活動 - 国の支援による活動：5団体(H19～H21年度) - 緑の募金による活動：3団体(H18～H21年度)	・ ヒノキ雄花観測技術の開発及び花粉飛散量予測への活用 ・ 地域のニーズに応じた花粉症対策品種の開発の加速化と種苗の供給体制の整備等による花粉症対策苗木生産量の増大 ・ スギ林の少花粉スギ林や広葉樹林等への植え替えや広葉樹林や針広混交林への誘導等、花粉の少ない森林への転換の促進
⑦ 社会的コスト負担	・ 森林吸収源対策等のための財源 H23年度税制改正大綱において、「森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討」する旨明記	・ H23年度税制改正大綱に基づき、森林吸収源対策等に必要な財源確保が図られるよう更に検討
	・ 森林の整備等を目的とする独自課税を導入した都道府県数 2県(H16年度)→30県(H22年度) →H15年度の高知県の導入後、H22年度までに30県で導入。他の都道府県等も導入を検討。税収により地域における森林の整備等が進むほか、森林の整備や保全を社会全体で支える県民の意識の醸成にも寄与	・ 独自課税の導入状況の把握、情報提供等
⑧ 地球温暖化防止への貢献	・ 間伐実施面積(再掲) 概ね30万ha(H16～18年度平均)→55万ha(H20年度) ・ 森林吸収量 1,182万C-t(H20年度 基準年総排出量比3.4%) ・ 木材供給・利用量 17,333千m³(H16年)→18,274千m³(H21年) ・ 国内クレジット件数(森林関係分野)：登録68件 認証クレジット量2.9万CO₂トン(H22年10月現在) ・ オフセット・クレジット件数(森林関係分野)：登録39件 認証クレジット量2.7万CO₂トン(H22年10月現在) →森林吸収目標達成に向け、総合的な取組が引き続き必要。また、木材利用の拡大も必要	・ 健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全による森林吸収量の確保のみならず、木材・木質バイオマス利用による排出削減の取組等を総合的に推進 ・ 国産材の環境貢献度を評価・表示する「見える化」の手法の開発 ・ カーボンフットプリント表示の推進 ・ 気候変動枠組条約において伐採木材製品(HWP)が評価されるルールの導入に向けて適切に対応

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(2) 国土の保全等の推進 ① 保安林の適切な管理の推進	・保安林制度により森林として維持される面積 1,191万ha(H20年度)→1,196万ha(H21年度)→1,269万ha(計画H35年度) →全国森林計画(H20.10策定、計画期間：H21-35)に基づく計画的な指定の推進(年平均約5万ha) →依然として発生する人的被害を伴う山地災害や水源地域の保全への国民の関心の高まりに対応した保安林の指定及び適切な管理の推進が必要 →森林資源の成熟に伴って伐採圧の高まりが予想される中、保安林における伐採制限等の規制の徹底や植栽義務の履行の確保が必要 ・衛星デジタル画像等を活用した保安林保全情報整備事務を創設(平成17年度)。平成22年12月時点で、農林水産大臣が指定解除の権限を有する保安林が存在しない沖縄県を除く46都道府県で導入済み。 →撮影時の天候等による衛星画像の品質のバラツキや担当者の習熟度により違法開発等の候補地抽出に錯誤がみられ、効率的な運用に支障 ・保安林制度及び林地開発許可制度のもとで、依然として違反行為が発生 【保安林制度】 監督処分件数：11件(H17年度)→12件(H21年度) 告発件数：過去5年間に5件 【林地開発許可制度】 監督処分件数：16件(H17年度)→6件(H21年度) 告発件数：過去5年間に4件 ※H19-21年度は実績なし →適切な施業等の確保の必要	・社会的要請(山地災害の発生の危険性、渇水の状況等の地域的なニーズ)や保安林の配備状況を踏まえた、保安林の計画的な指定 ・伐採や造林等の実行箇所に対する巡視・指導等の一層の徹底、地域における伐採・更新のルールの変化を踏まえ、必要に応じて指定施業要件等の見直し ・衛星デジタル画像に関する新技術の動向を踏まえつつ、違法開発等の候補地抽出の精度向上を検討及び担当者の習熟度向上を図り、保安林の適切な管理の推進 ・違反行為の事例分析等の情報提供などを通じて、違反行為が発生した際に、都道府県が適時適切に監督処分を行うよう指導 ・違反行為に対する措置の拡充
② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進	・周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数 4.8万集落(H15年度)→5.2万集落(H21年度見込) →山地災害は年度・地域間でバラツキがあり、地球温暖化に伴う集中豪雨の増加等が指摘され、災害発生リスクの一層の高まりが懸念 →行政事業レビューを踏まえ、限られた予算の中で最大限の効果を発現させるため、事業の重点化による効果的な事業実施とコスト削減対策による効果的な事業実施が不可欠 →生物多様性の保全に対する関心の高まりへの対応が必要 【効果的な事業実施】 ・効果的な治山対策の推進に資するよう山地災害危険地区の再点検をH18及び19年度に実施(18.3万箇所(H19年度末)) →危険地区の的確な把握や深層崩壊等大規模な山地災害への対応が必要	・地球温暖化等により懸念される集中豪雨の増加等に伴う山地災害等の復旧・防止のため、地域の実情等を踏まえつつ、国として流域保全の観点から、迅速かつ機動的な治山対策による災害に強い森林の保全・再生を効果的・効率的に推進 ・山地災害の発生の危険性が高い地区の精度向上に資する調査手法の見直しに向けた取組や深層崩壊等大規模な山地災害が発生するおそれのある地域の特定に向けた取組を推進

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進)	→水源地域において、台風による風倒木被害などの森林所有者等の責に帰し得ない原因により荒廃し機能が低下した保安林が依然として存在 ・上下流連携した一体的かつ集中的な流木災害対策が効果的な箇所において、砂防事業と連携した総合的な流木災害対策を実施(H18年度創設) 13地区(H18年度)→19地区(H21年度) ・民有林と国有林が連携した治山対策に加え、特に高い効果が見込まれる流域において民国同一の計画の下での治山事業を実施(H18年度創設) 14地区(H18年度)→29地区(H21年度) →大規模な山地災害等が依然として発生する中、流域保全の観点からの治山対策の推進や流木災害の発生状況に対応した対策が必要 ・防災情報の提供等ソフト対策とハード対策を一体的に実施することが効果的な地区について、山地災害総合減災対策を実施(H21年度創設) 36道府県、258地区で実施(H21年度) →効果的な事業の実施のため、ソフト・ハード対策の連携の推進が必要 →生物多様性の保全に対する関心の高まりへの対応が必要(再掲) 【効率的な事業実施】 →行政事業レビューを踏まえ、限られた予算の中で最大限の効果を発現させるため、事業の重点化による効果的な事業実施とコスト削減対策による効率的な事業実施が不可欠(再掲)	・国土保全上重要な水源地域等において森林所有者等の責に帰し得ない原因により荒廃し機能が低下した保安林の重点的な整備を実施し、公益的機能の発揮によりセーフティネットを確保 ・流木を伴う山地災害の動態を踏まえた流木災害対策や民有林と国有林による一体的な治山対策等関係機関との連携施策の推進 ・ソフト・ハード対策の連携や生物多様性の保全にも資する対策等効果的な事業実施に資する取組みを推進 ・既存施設の有効活用等コスト削減対策による、効率的な治山対策を推進

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
③ 優れた自然環境を有する森林の保全・管理の推進	- 保護林の箇所数・面積 840箇所・65.8万ha(H16年度)→841箇所・78.1万ha(H21年度) - 保護林モニタリング調査の実施(5年毎) 毎年約168箇所(H19年度以降) - 緑の回廊の箇所数・面積 19箇所・39.1万ha(H16年度)→24箇所・50.9万ha(H21年度) - 緑の回廊モニタリング調査の実施(1年毎) 13箇所(H16年度)→20箇所(H21年度) →国有林における生物多様性の保全に向け、具体的な施策の推進が課題 - 世界遺産区域(自然・文化)における国有林の面積 6地域31,308ha(H16年度)→7地域77,312ha(H21年度) - 世界自然遺産科学委員会設置数 1箇所(H16年度)→3箇所(H21年度) - 種の保存法に基づく保護増殖事業計画策定種数 34種(H16年度)→47種(H21年度)	- 国有林において流域等を単位とした異種異齢の林相のモザイク的な配置の推進を図るなど適切な森林施業の実施による林相構造の多様性の確保 - 原生的な天然生林や野生動植物の生息・生育地等の国有林について、生物多様性の保全等の観点から、保護林や保護林相互を連結してネットワークとする緑の回廊の設定等を民有林と連携して推進 - 溪畔林等水辺の森林の保全による多様な森林の連続性の確保、点在する小規模な森林生態系(ホットスポット)の保護・管理の推進 - 世界自然遺産の保全対策、世界文化遺産と一体になった景観を形成する森林の景観回復対策等を推進 - 林木遺伝資源保存林等の保全・整備による遺伝資源の保管・利用を図るなど、生息域内保存による遺伝資源の積極的な保全
	H22年度より、森林生態系多様性基礎調査を実施	森林の生物多様性の状況を的確に把握するとともに、これら情報に基づく適切な森林の整備・保全の推進
④ 松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的、効率的実施	- 松くい虫被害量 73.3万m³(H16年度)→59.4万m³(H21年度) - 保全すべき松林における松くい虫被害率 0.65%(H17年度)→0.57%(H21年度見込値) - ナラ枯れ被害量 7.1万m³(H16年)→23.0万m³(H21年) →引き続き都道府県等が行う防除対策に支援を行うとともに、新たな防除手法の開発・実証、各種防除手法を効果的に組み合わせた総合的な防除技術の開発・普及が必要 - マツノザイセンチュウ抵抗性品種の種開発の状況 アカマツ 129品種(H16年度)→204品種(H21年度末) クロマツ 39品種(H16年度)→90品種(H21年度末) - 抵抗性マツ苗木の生産量56万本(H16年度)→83万本(H20年度) →開発された品種を用いた安定的な種苗供給体制の整備が課題	- 保全すべき松林における松くい虫被害の終息に向けて、引き続き保全すべき松林等において、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適宜適切に組み合わせた総合的かつ確かな防除を実施 - 松くい虫被害の多い東北地方等に適した抵抗性品種の開発や抵抗性マツ採種園の造成等が必要
	林野火災件数・面積 2,592件 1,568ha(H16年度)→2,084件 1,064ha(H21年度) →林野火災の原因のほとんどが不注意な火の取扱いなど人為的なもの	防火意識を高める啓発活動を引き続き実施

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
⑤ 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進	・野生鳥獣による森林被害面積 7.4千ha(H16年度)→6.1千ha(H21年度) ・第2期森林資源モニタリング調査(H16-20)でのシカ被害状況 被害プロット：529点(第1期)→825点(第2期) 被害率：3.8%(第1期)→5.9%(第2期) (うち人工林：3.9%→6.3%、天然林：3.8%→5.8%) →シカ被害は、野生鳥獣被害全体の約6～7割。シカの生息環境にも配慮しながら多様な森林整備に取り組むとともに、効果的な野生鳥獣被害対策に取り組む必要 ・森林管理局と地域等とが連携した鳥獣被害対策の実施 5局(H21年度)	・シカなどの獣害対策については、造林と一体的な被害防止施設の整備を行うとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による鳥獣被害防止計画に基づく対策等と連携して、森林被害対策を推進 ・野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて、野生鳥獣の生息環境整備や個体数調整等、国有林と地域住民、NPO等が連携した総合的な取組を推進
(3)技術の開発及び普及	・皆伐跡地の植生再生方法と対策指針を策定(森林総合研究所) →皆伐が多面的機能に与える影響の解明が不十分、跡地の更新過程と多面的機能の回復の関係が不明確 ・国産材の利用促進のための効率的な木材の乾燥・加工システムの開発に関する研究の実施(森林総合研究所) ースギの乾燥に係る原木丸太の用途別選別方法、乾燥割れを防ぐ方法、高速乾燥法を開発 ー地域材を用いた新集成材の開発及び評価 →国産材の構造用合板・LVL等への利用の拡大が必要 ・木質材料構造部材の耐火性能、木質建築物の耐震性能の向上などに関する研究を実施(森林総合研究所) ースギ材だけで構成された集成材では初となる1時間耐火構造の柱・梁を開発 ー木質建材製造工程におけるVOC排出低減技術の開発、木質建材からのVOC放散低減技術を開発 →公共建築物木材利用促進法の施行を受け、研究開発の更なる加速化が必要 ・林業普及指導員と協力し森林所有者等に技術等を普及する指導林家数 1,377人(H18)→1,394人(H21) →森林資源の利用期に適合した技術の普及	・皆伐や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分析等の研究の推進と情報提供 ・国産材利用に向けた技術開発・普及の推進 ・公共建築物における木材の利用促進に関する研究、技術の開発及び普及の推進 ・林業普及指導事業等を通じ、木材生産と公益的機能の発揮の両立に対応した研究・技術開発の成果の移転

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(4) 森林を支える山村の活性化 ① 都市と山村の共生・対流と山村への定住の促進	・新規定住者数が維持・向上している振興山村市町村 31%(H17年度)→40%(H21年度) ・交流人口の増加率が維持・向上している振興山村市町村 70%(H17年度)→66%(H21年度) ・山村特有の資源を活用した新たな産業(森業・山業)の創出や、健康・福祉、教育、観光など都市側のニーズに着目した交流への支援 支援件数 282件(H17～H22年度) →体験型の交流や教育・健康のための森林の利用等に都市側のニーズが高まる一方、山村側のノウハウの不足、都市側の山村に関する情報不足等が課題 ・H21年度に山村再生支援センターを創設し、クレジットの取引等、山村の取組と都市のニーズとのマッチングによる森林資源を活用した新たな付加価値の創出を推進 マッチング件数92件(H21年度) →さらなる地域特産物の振興等に加え、森林資源の新たな活用を通じたより一層の付加価値の創出が課題	・就業機会や新たな収入の確保に向けた、都市と山村との交流の促進、森林資源等を活用したさらなる付加価値の創出 ・山村の活力を担う人材の育成、山村地域の相互連携や山村と都市とのネットワークの構築 ※22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ今後の方策を検討
② 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大	・特用林産物の生産額 2,911億円(H16年)→2,891億円(H21年) →きのこ類など国産品が増産しているものがあるものの、木炭など他の品目については外国産品との競合、国内需要の低下、生産者の高齢化・減少などにより生産量が低迷 →消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる一方、たけのこ水煮の産地偽装など消費者の信頼を損なう事件が多発	・しいたけ原木等の安定的な確保や原木林等の改良 ・特用林産物の生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化の推進 ・特用林産物に対する消費者の信頼の確保や、特用林産物の機能性等への理解増進による需要の拡大
(5) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ① 企業等による森林づくり活動の促進	・企業等による森林づくり実施箇所 民有林94箇所(H16年度)→638箇所(H21年度) 国有林(法人の森林)399箇所(H16年度)→486箇所(H21年度) ・フォレストサポーターズの登録数 約3万5千件(H22年12月現在) ・「緑の募金」の募金額等 24.2億円(H16年)→24.6億円(H21年) →企業やNPO等森林づくり活動への参加者の増加により、森林づくり活動を行うための環境整備の強化が必要	・企業、NPO、森林所有者、地元関係者等との間のマッチング、調整を行う中間支援組織のネットワーク化等による活動の強化 ・国有林野における活動フィールドの提供等
② 地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進	・里山*の利活用に取り組むNPO等団体数 900団体(H16年度)→1,852団体(H21年度) ※里山林：住居地近くに広がり、薪炭用材の伐採や落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林(H14白書)	・地域とボランティア、NPO等との連携により、里山資源の活用を図りつつ里山林再生の取組を推進

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(② 地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進)	・森林ボランティア団体数 1,165団体(H15年度)→2,677団体(H21年度) →団体数は増加。ただし、里山林の資源を有効に循環利用しながら持続的に維持管理する団体はわずか ・森林セラピー基地・ロード数：42箇所(H22年度) →H18年度より始まった民間主導による取組が着実に進展 ・地方公共団体の里山林の保全・整備・利用に関する施策(地方公共団体が制定している条例や実行している事業)の数 206施策(H16年度)→283施策(H21年度)	
③ 森林環境教育等の充実	・森林体験活動受入数 44万人(H19年度)→47万人(H21年度) →体験活動の場までのアクセスの悪さや林業体験の安全管理等の面から停滞気味 ・「法人の森林」の箇所数・面積 399箇所・1,864ha(H16年度)→486箇所・2,280ha(H21年度) ・「遊々の森」の箇所数・面積 93箇所・4,088ha(H16年度)→162箇所・7,277ha(H21年度) ・「ふれあいの森」の箇所数・面積 125箇所・2,818ha(H16年度)→132箇所・3,544ha(H21年度) ・森林組合職員や森林所有者等を対象とした研修の受講者数 25人(H20年度)→64人(H21年度) →都道府県域における森林環境教育の促進	・国民にとって身近な自然環境である里山林をフィールドとした体験活動等を推進 ・国有林野におけるフィールドの提供、森林・林業体験活動や情報提供・技術指導の推進 ・関係府省とも連携しつつ、青少年等の体験活動の場の普及、体験活動の指導者の育成等を推進
(6)国際的な協調及び貢献 ① 国際協力の推進	・JICA技術協力プロジェクト対象国数 22ヶ国(H16年度)→33ヶ国(H21年度) →持続可能な森林経営の推進を通じた森林減少対策や違法伐採対策等に資する技術(例えば、生態系の回復やモニタリングなど)の移転と能力開発が不十分	・持続可能な森林経営や違法伐採対策等を推進するための調査及び技術開発のほか、独立行政法人国際協力機構(JICA)や国際機関等を通じた協力、民間企業を通じた協力への支援を実施
② 違法伐採対策の推進	・国内で合法性証明に取組む林業・木材事業体数 4,906(H18年度末)→7,661(H21年度末) ・国有林では、H18年から契約書に供給者責任として、合法性が証明された木材であることを明記 →合法木材の供給事業体数のさらなる拡大が課題 ・民間団体によるイベントへの出展等普及活動への支援を実施(DIY、家具、住宅業界等との連携) →合法木材に対する消費者の認知度の低さや、合法性証明の信頼性向上が課題 ・二国間・多国間・地域間の協力を実施 →生産国における合法性証明の取組の前進	・合法性に加え、伐採地・樹種等の情報を製品に表示することなどによるトレーサビリティの確保と差別化 ・合法木材の普及拡大、信頼性向上の取組の強化

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策		
(1) 望ましい林業構造の確立 ① 林業経営の規模の拡大等	・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体 2, 200 (H17年)→〇〇 (H22年)※センサス組替依頼中	・効率的な素材生産、低コストの造林・育林を実施し得る林業事業体の育成・確保 ・事業量確保のため、流域や市町村を単位として将来の事業量が明確になる仕組み等を導入 ・意欲と能力を有する者に等しく森林情報が提供されるよう、都道府県への助言、市町村からの情報提供等の促進、林業事業体に対する森林情報の提供方法、対象の周知
	・集約化実施計画策定面積 2, 630計画・363万ha (H22年度) ・森林施業計画認定面積のうち受託者の作成に拠るもの 212万ha (H15年度)→298万ha (H20年度)【累計数値】 →森林施業を実施する箇所において受委託契約を結ぶ傾向にあるため、近年は頭打ち	・意欲と能力を有する森林所有者等が面的なまとまりを持って、路網や集約化に関する事項を含めた計画を策定する森林経営計画(仮称)制度の創設 ・境界の明確化の加速化、所有者不明の場合の手続の改善
	・森林組合の長期受委託契約面積 333件215万ha (H18年度)→410件251万ha (H20年度) (参考)組合員所有森林面積1, 109万ha ・森林施業プランナー育成研修の実施 受講者数157人 (H19年度)→ 661人 (H21年度) →H19年度より森林施業プランナーの育成や集約化に取り組んできたが、面的な広がりを見るまでには至ってない	・施業集約化、合意形成、森林経営計画(仮称)作成を最優先の業務とする森林組合系統運動方針の実行性の確保 ・森林組合が施業集約化に最優先で取り組んでいることをチェックする仕組みを導入(員外利用の厳格化) ・提案型集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの増員、能力向上、認定制度の導入
	・森林整備地域活動支援交付金による森林施業計画作成の働きかけにつながった面積：17千ha (H19～H21年度) ・森林整備地域活動支援交付金による活動実績 164万ha (H19年度)→184万ha (H21年度) →小規模・分散的に行われる施業に対しても支援してきたため、集約化活動へのインセンティブが働かなかった →集約化には多くの手間・コストがかかるため、これら活動への支援を行わないと現場では取り組めない	・H23年度より先行的に森林整備地域活動支援交付金を集約化施業に必要な諸活動に重点化し、直接支払(ハード)と一体的に措置
	・民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組む森林共同施業団地数 4 箇所 (H16年度)→46箇所 (H21年度)	・森林共同施業団地の設定を推進 ・国有林が事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールド提供等を通じて事業体の育成に貢献

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(① 林業経営の規模の拡大等)	・ 素材生産の生産性 主伐：4.5m³/人日(H17年度)→4.4m³/人日(H20年度) 間伐：2.7m³/人日(H17年度)→3.6m³/人日(H20年度) →森林組合等による施業集約化の取組が不十分。多くの林業事業体の事業規模は個人業者を中心として小規模零細。機械化も進んでいない。 →計画の有無にかかわらず、個々の施業に一律に助成。集約化・コスト縮減につながらない。	・ 効率的な素材生産、低コストの造林・育林を実施し得る林業事業体の育成・確保(再掲) ・ 森林経営計画(仮称)の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度の創設(再掲)
② 人材の育成及び確保	・ 森林施業プランナー育成研修の実施(再掲) 受講者数157人(H19年度)→661人(H21年度) →森林施業プランナーの育成は道半ば(H23年度末までに基礎的な研修を終了した者2,100人の育成を目標) →利用期を迎えつつある森林資源を活用した持続的な森林経営を推進するため、専門的かつ高度な知識・技術を有する技術者・技能者の育成が必要 ・ 路網作設オペレータ研修受講者数(再掲) 882人(H22年度【見込】)	・ 森林・林業に関する技術者・技能者をその役割に応じ、フォレスター・森林施業プランナー・森林作業道作設オペレーター・フォレストマネージャー等に区分。「人材育成マスタープラン」に基づき、戦略的・体系的に育成 ・ 森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定。フォレスターが市町村森林整備計画の策定など市町村行政を支援する仕組みを創設(再掲) ・ 提案型集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの増員、能力向上、認定制度の導入(再掲) ・ 国有林の多様なフィールドを活かし、ニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供 ・ 国、地方公共団体、大学等の教育機関と連携した人材育成体制の構築
	・ 林研グループ数 1,737(H16年度)→1,447(H21年度) →全体として林研グループの活動が停滞の傾向にある一方で、意欲あるグループや林業後継者による活発な活動事例も存在	
(2) 林業労働に関する施策 ① 若年層を中心とした就業者の確保・育成	・ 新規就業者数 2,421人(H18年度)→3,964人(H21年度) うち「緑の雇用」832人(H18年度)→1,549人(H21年度) →「緑の雇用」等により林業就業者数の減少・高齢化に歯止めがかかりつつある状況。今後は林業就業者の定着や能力向上が課題	・ 「緑の雇用」等による新規就業者の確保・育成 ・ 事業主によるOJTやOff-JTの計画的な実施を支援 ・ 段階的・体系的な研修の促進。研修修了者をフォレストマネージャー(統括現場管理責任者)等として登録・認定 ・ 能力に応じた林業就業者の昇進・昇格モデルの提示

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
② 雇用管理の改善	・認定事業主数 1,559事業体(H18年度)→約1700事業体(H21年度) ・森林組合雇用労働者の社会保険等の加入状況 雇用保険 47%(H18年度)→55%(H20年度) 健康保険 44%(H18年度)→51%(H20年度) 厚生年金 43%(H18年度)→50%(H20年度) 林退共 34%(H18年度)→36%(H20年度) →社会保険等の加入率は増加傾向にあるものの、雇用形態により強制適用とならない者が全体の半分程度	・厚生労働省と連携を図りつつ、雇用管理チェックリスト等を作成・配布 ・社会・労働保険、退職金共済制度への加入状況の把握と加入促進のための普及・啓発 ・効率のかつ高い品質で森林整備を行う林業事業体が事業量を確保できる仕組みづくり
③ 労働安全衛生の向上	・労働災害の推移 死傷1,972件(H18年)→2,128件(H21年) 死亡 57件(H18年)→ 43件(H21年) ・死傷年千人率 林業29.9(H20)(全産業平均2.3) ・安全器具の開発においてチェーンソー防護衣等を開発 →近年、死傷件数は横ばい状況であるが、伐木時を中心に林業は災害の発生率が依然として高い	・フォレストワーカー(林業作業士)研修において3年間かけて安全・確実な伐木等技術の習得を推進 ・事業体への安全巡回指導等の充実 ・労働安全衛生改善対策セミナー等において厚生労働省と連携して事業体等への安全対策指導等の取組を引き続き推進
(3) 林業生産組織の活動の促進	・森林組合の長期受委託契約面積(再掲) 333件215万ha(H18年度)→410件251万ha(H20年度) (参考)組合員所有森林面積1,109万ha(再掲)	・施業集約化、合意形成、森林経営計画(仮称)作成を最優先の業務とする森林組合系統運動方針の実行性の確保(再掲) ・森林組合が施業集約化に最優先で取り組んでいることをチェックする仕組みを導入(員外利用の厳格化)(再掲)
	・森林施業プランナー育成研修の実施 受講者数157人(H19年度)→ 661人(H21年度) →H19年度より森林施業プランナーの育成や集約化に取り組んできたが、面的な広がりを見るまでには至ってない(再掲)	・提案型集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの増員、能力向上、認定制度の導入(再掲) ・H23年度より先行的に森林整備地域活動支援交付金を集約化施業に必要な諸活動に重点化し、直接支払(ハード)と一体的に措置(再掲)
(4) 林業災害による損失の補てん	・森林国営保険加入率 15.4%(H18年)→13.3%(H21年度) ・森林国営保険の保険金支払い実績 424百万円(H21年度) →森林国営保険の加入率は減少傾向にある。「森林・林業再生プラン」により林業生産活動の活性化が図られる中、加入促進を推進し、加入率を向上させることが課題	・事業仕分けでは、森林保険特別会計については、「廃止(国以外の主体への移管。早急に移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持)」と評価。この評価結果を踏まえ、具体的な検討を実施。

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策		
(1) 木材の安定供給体制の整備	・木材供給・利用量 17,333千m³(H16年)→18,274千m³(H21年) ・国産材安定供給協議会の設置 都道府県 H19年度→46都道府県(H21年度) 地域ブロック H19年度→7ブロック(H21年度) ・「新生産システム」モデル地区における木材利用量 129万m³(H17年度)→163万m³(H21年度暫定値) →木材利用量増加に原木の安定供給が追いついていない →新生産システムで得た効率的な生産・流通方法の普及が課題 ・国有林の素材販売量 74万m³(H16年度)→204万m³(H21年度) システム販売の実績 5万m³(H16年度)→73万m³(H21年度) →これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等の国産材への転換に貢献	・事業量確保のため、流域や市町村を単位として将来の事業量が明確になる仕組み等を導入(再掲) ・全国で原木の安定供給体制を構築するため、新生産システムの成果を踏まえつつ、関係者間の合意形成、協定締結、中間土場などのストックヤード機能、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を推進 ・国有林の「システム販売」や民有林と国有林が連携した共同出荷など原木の安定供給体制の整備 ・急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた国有林の木材の供給調整により、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとして機能 ・木材の利用・流通に関するコーディネートを担う人材の育成の推進
(2) 木材産業の競争力の強化 ① 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中	・国産材大型製材工場数(国産材のみ出力300kw以上) 231工場(H15年度)→270工場(H19年度) →製材・加工の大規模化については一定の進展。大規模化と併せ、中小製材工場等の連携体制整備等を促進することが必要	・住宅メーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築 ・中小製材工場と乾燥等を行う中核工場が連携することにより、品質・性能の確かな製品を安定的に供給する水平連携等を推進 ・従来輸入材を主として利用してきた製材工場等による国産材への原料転換を促進
	・合板用素材の国産材割合 10%(H16年)→64%(H21年)	・合板用原木の安定供給体制の強化、コンクリート型枠用合板等にかかる技術開発・普及の推進
	・チップ用国産材素材供給量 360万m³(H16年)→440万m³(H21年) →チップ用素材の供給量は増加しているが、パルプ・チップ用材自給率は依然低位	・木材チップの総合的な利用拡大に向けた効率的な供給体制づくり

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
② 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化	・「顔の見える木材での家づくり」グループ数 182団体(H16年)→321団体(H21年) →地域における木造住宅づくりの取組は増加しているが、消費規模の大きい都市圏への広がりには至らない状況	・内装材やリフォーム分野における木材利用の推進、消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用の推進
	・合板用素材供給量 55万m³(H16年)→198万m³(H21年) ・集成材製品(国産材)供給量 19万m³(H16年)→28万m³(H21年) ・在来工法住宅のプレカット率 76%(H16年)→86%(H21年) ・人工乾燥材(国産材)生産量 123万m³(H16年)→152万m³(H19年) →品質・性能の確かな国産材製品の供給量は増加しているが依然低位。今後、大径材の増加が見込まれる中、ムク材の梁・桁等への利用拡大を図るため、乾燥材やJ A S製品の供給を向上することが課題	・土木用資材等への利用、耐火部材や省エネ部材、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及の推進 ・乾燥機の導入促進やJ A Sの普及推進などにより、品質・性能の確かな製品を安定的に供給できる加工体制の構築や技術開発・普及の推進
(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大 ① 企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及	・「木づかい運動」への参加団体数(「木づかい運動」ロゴマークの登録企業・団体数) 0(H17年当初)→243(H21年) ・多様な関係者が連携・協力しながら「木育」を推進 →木材の環境貢献度の高さを切り口に実需に結びつく運動の展開が必要	・国産材の環境貢献度を評価・表示する「見える化」の手法の開発(再掲) ・森林整備寄付金付き製品等の開発、環境貢献度の明確な製品の企業での利用促進など、「木づかい運動」の拡大 ・「木育」について、文部科学省などの関係府省とも連携しつつ推進
	・公共建築物の木造率 6.9%(H17年)→7.5%(H20年) ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行 →公共建築物の木造率は低位な水準にあり、今後の木造化が課題	・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく木材利用の推進
② 海外市場の積極的拡大	・木材輸出額の実績 97億円(H16年)→104億円(H21年) ・基本的戦略「国産材の輸出促進に向けて(論点整理)」を構築(H18年) →木材輸出額は増加傾向にあるが、円高、世界経済の減速等により伸び悩み →日本産木材の認知度が低い	・輸出先国の規格・規制への対応、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、輸出先国の商慣行の情報収集・提供、輸出先国での宣伝普及体制の整備

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
③ 木質バイオマスの総合的利用の推進	・ 国有林では、未利用間伐材等のシステム販売による供給を新たに開始（関東森林管理局磐城森林管理署で端材を含めた低質材約 8 千m^3を供給（H21年度））	・ 未利用間伐材等のシステム販売の拡大
	・ ペレット生産量 0.6 万 t（H16 年度）→ 5 万 t（H21 年度） ・ ペレット製造施設数 16 工場（H16 年度）→ 75 工場（H21 年度） ・ 木質資源利用ボイラー導入数 460 基（H16 年度）→ 859 基（H21 年度） ・ 木質バイオマス発電によるグリーン電力証書発行量 0 kWh（H16 年度）→ 12 千万 kWh（H21 年度） → 伐材等の収集・運搬コストが高いため、間伐材の 7 割が未利用	・ カスケード利用に配慮しつつ、木質バイオマスの総合利用を推進 － 効率的な収集・運搬等による低コスト木質バイオマス利用システムの構築、普及 － パーティクルボードなどの木質系材料の利用の推進 － 石炭火力発電所における混合利用等のエネルギー利用や、チップ・ペレット・薪等の木質バイオマスボイラーによる熱利用の推進や都市部におけるペレットストーブの普及 － クレジットの活用等による木質バイオマス利用に対するインセンティブの付与
	・ 木質バイオマスからエネルギーやマテリアルを製造するシステムを構築するための技術実証の課題数 4 課題（H20 年度）→ 6 課題（H21 年度） → H20 年度及び H21 年度に採択した課題について、引き続き実証施設でのデータの収集・分析等を行うとともに、それらを踏まえた施設改良等の製造システムを構築するための技術実証を行うことが必要	・ 木質バイオマス燃料の低コスト生産、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発の推進
(4) 林産物の輸入に関する措置	・ 木炭の生産量 35,921 トン（H16 年）→ 24,976 トン（H21 年） ・ 竹材の生産量 1,372 千束（H16 年）→ 995 千束（H21 年） → 木質バイオマス資源である木炭や竹は、外国産品との競合や国内需要の低下、高齢化等による生産者の減少などにより生産が低迷	・ 特用林産物に対する消費者の信頼の確保や、特用林産物の機能性等に関する理解を深めるなどによる需要の拡大 ・ 生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化の推進
	・ WTO 交渉と EPA 締結においては、国内林業・木材産業に大きな影響が出ないよう対処 ・ ロシア丸太輸出税引き上げに際しては、急激な変化に伴う国内産業支援策を導入するとともに、ロシアに対し国際貿易に支障を来さないよう働きかけを実施	・ 高いレベルでの経済連携と森林・林業の再生とを両立させるため、国内の森林・林業・木材産業が輸入材等に対抗しうる競争力を備えるよう適切に対応

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
4 国有林野の管理及び経営に関する施策		
国有林野の管理及び経営に関する施策	・間伐面積 5.7万ha (H16年度)→14.0万ha (H21年度) ・育成複層林面積 45万ha (H17.4.1)→50万ha (H21.4.1) ・長期育成循環施業(誘導伐)の実績 848ha (H16年度)→408ha (H21年度)	・流域等を単位とした異種異齢の林相のモザイク的な配置の推進を図るなど適切な森林施業の実施による林相構造の多様性の確保
	・民国連携の森林共同施業団地数 4箇所(H16年度)→46箇所(H21年度)(再掲) ・民有林と国有林が隣接し、流域レベルでの一体的な治山対策が効果的、効率的と認められる箇所においては、民国連携による同一の計画の下での治山事業を実施(H18年度創設) 14地区(H18年度)→29地区(H21年度) ・システム販売の実績 5万m³(H16年度)→73万m³(H21年度)(再掲) ・民有林からの供給が期待しにくい樹種等の持続的かつ計画的な供給(木曽ヒノキ・天然秋田杉・青森ヒバ)	・国が責任をもって一体的に管理経営するとともに、組織・事業のすべてを一般会計に移行し、組織・技術力・資源を活用し、公益重視の管理経営の一層の推進、民有林への指導やサポートなど、我が国森林・林業の再生に貢献 ・民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定、国有林のフィールドを活用した人材育成の推進 ・これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等の大口需要者に対して、原材料となる木材を安定供給する「システム販売」を積極的に推進 ・急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた国有林の木材の供給調整により、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとして機能
	・保護林の箇所数・面積 840箇所・65.8万ha (H16年度)→841箇所・78.1万ha (H21年度) ・保護林モニタリング調査の実施(5年毎) 毎年約168箇所(H19年度以降) ・緑の回廊の箇所数・面積 19箇所・39.1万ha (H16年度)→24箇所・50.9万ha (H21年度) ・緑の回廊モニタリング調査の実施(1年毎) 13箇所(H16年度)→20箇所(H21年度) →国有林における生物多様性の保全に向けて具体的な施策の推進が課題 ・世界遺産区域(自然・文化)における国有林の面積(再掲) 6地域31,308ha (H16年度)→7地域77,312ha (H21年度) ・世界自然遺産科学委員会設置数(再掲) 1箇所(H16年度)→3箇所(H21年度) ・種の保存法に基づく保護増殖事業計画策定種数(再掲) 34種(H16年度)→47種(H21年度)	・原生的な天然生林や野生動植物の生息・生育地等の国有林について、生物多様性の保全等の観点から、保護林や保護林相互を連結してネットワークとする緑の回廊の設定等を民有林と連携して推進 ・溪畔林等水辺の森林の保全による多様な森林の連続性の確保、点在する小規模な森林生態系(ホットスポット)の保護・管理の推進 ・世界自然遺産の保全対策、世界文化遺産と一体になった景観を形成する森林の景観回復対策等を推進(再掲) ・林木遺伝資源保存林等の保全・整備による遺伝資源の保管・利用を図るなど、生息域内保存による遺伝資源の積極的な保全(再掲)

現行計画に掲げる施策	取組の評価と課題	今後の検討方向
(国有林野の管理及び経営に関する施策)	・森林管理局と地域等とが連携した鳥獣被害対策の実施 5局(H21年度)	・シカの個体数管理等による野生鳥獣被害の抑制、劣化した森林生態系の再生
	・「法人の森林」の箇所数・面積(再掲) 399箇所・1,864ha(H16年度)→486箇所・2,280ha(H21年度) ・「遊々の森」の箇所数・面積(再掲) 93箇所・4,088ha(H16年度)→162箇所・7,277ha(H21年度) ・「ふれあいの森」の箇所数・面積(再掲) 125箇所・2,818ha(H16年度)→132箇所・3,544ha(H21年度)	・企業等の森林づくり活動や学校等が行う体験活動等国民参加の森林づくりのためのフィールドの提供及び国民の保健・休養に供している森林の条件整備の推進
	・グリーン・サポート・スタッフによる巡視や登山者へのマナー呼びかけ等の活動 57(支)署、延べ13,679人・日(H21年度)	
5 団体の再編整備に関する施策		
(1) 森林組合系統組織の改革の促進	・一定の事業利益を確保しつつ、森林所有者の負託に応えうる自立的な経営を実現できる森林組合を中核森林組合として位置づけ、育成 中核組合の割合：26%(239組合、H16)→44%(300組合、H20) →森林資源の齢級構成等の変化に対応し、施業等の集約化と間伐により効率的に林産事業を実行しうる体制の構築 →健全な財務基盤の確立	・施業集約化・合意形成、森林経営計画(仮称)の作成等を最優先の業務に取り組むこととしている森林組合運動方針の実行性の確保(再掲) ・森林組合が施業集約化に最優先で取り組んでいることをチェックする仕組みを導入(員外利用の厳格化)(再掲)
(2) 団体間の連携の強化	・農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合に対するアンケート調査や組合間の連携事例促進のための方策を取りまとめ、都道府県、各系統組織及び農政局長等に通知(H19年9月)	・農商工連携等を通じた6次産業化の推進